様式第６

平成２９年　　月　　日

 公益財団法人岡山県産業振興財団

理事長　三宅　昇　殿

 間接補助事業者 住所

 名称　自然人にあっては氏名

 及び代表者の氏名 　 印

平成２９年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金（中小企業等外国出願支援事業）間接補助金

実績報告書

中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領（中小企業等外国出願支援事業）第１５条第１項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１．実施した間接補助事業

（１）外国特許庁への出願の種別（いずれかに○）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （外国出願） |  | （参考：国内基礎出願） |
|  | 　 | ①特許出願 |  |  | 　 | ①特許出願 |
|  | 　 | ②実用新案登録出願 |  |  | 　 | ②実用新案登録出願 |
|  | 　 | ③意匠登録出願 |  |  | 　 | ③意匠登録出願 |
|  | 　 | ④商標登録出願 |  |  | 　 | ④商標登録出願 |

（２）外国特許庁への出願の方法（該当するものに○（複数可））

|  |  |
| --- | --- |
|  | ①パリ条約等に基づき、外国特許庁への出願を行う方法 |
|  | ②特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（国内出願を基礎として行ったＰＣＴ国際出願を同国の国内段階に移行する方法） |
|  | ③特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（ＰＣＴ国際出願を同国の国内段階に移行する方法） |
|  | ④ハーグ協定に基づき、外国特許庁への出願を行う方法 |
|  | ⑤マドリッド協定議定書に基づき、外国特許庁への出願を行う方法 |

（３）外国特許庁への出願内容等

|  |
| --- |
|  外国特許庁への出願内容（概要） |
| 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願の番号 |  |
| 外国特許庁への出願国名 | 外国特許庁への出願番号 | 外国特許庁への出願日 |
| 　 |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 共同出願における持分割合及び費用負担割合　※共同出願の場合のみ記入 |
| 持分割合 |  | 費用負担割合 |  |

２．間接補助事業の収支決算

（１）収 入 　　 　　 （単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  項 目 |  金 額 |
|  自己資金 |  |
| 　間接補助金充当額 |  |
|  合　 計 |  |

（２）支 出

（イ）経費の内訳 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （単位：円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 国名／合計 | 外国特許庁への出願手数料 | 現地代理人費用 | 国内代理人費用 | 翻訳費用 | 国別計／合計 |
|  | 実績額 |  |  |  |  |  |
|  | 実績額 |  |  |  |  |  |
| 外国出願経費合計 | 実績額 |  |  |  |  |  |
| 助成対象経費 | 実績額 |  |  |  |  |  |
| 持ち分に応じた対象経費 | 実績額 |  |  |
| 間接補助金充当額 | 交付決定額 |  |  |
| 実績額 |  |  |

※国別の外国出願経費の内訳、内訳項目ごとの助成対象経費及び間接補助金充当額を記載。

※経費区分ごと出願国ごとの計算過程及び助成対象経費か否かわかる内訳書を添付すること。

（ロ）支出相手方及び支出年月日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 支出相手方（弁理士等名） | 支出年月日 |
| 国内 |  |  |
| 現地 |  |  |

※「現地」には、国内代理人からの支出相手方及び支出年月日を記載してください。

３．補助金の振込先金融機関名等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 | 　　　　　　　　　　 | 支店名 | 　　　　　本・支店 |
| [ ] 当座[ ] 普通 | 口座番号 | 　　 | フ リ ガ ナ |  |
| 預金名義 |  |

４．外国における事業展開等に関する今後の予定

|  |
| --- |
|  |

（注）外国特許庁からの出願受理に関する応答書類と、外国特許庁への出願に関する経費の支出根拠及び支払実績となる書類（選任代理人に依頼した場合は、選任代理人への支払に関する銀行振込受領書等が必須）を添付すること。

（注）共同出願の場合は、持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写しを添付すること（申請時に提出したものと変更等無ければ再提出は不要）。